

中間のまとめ

協議経過報告

～ 保育園のあり方及び諸課題～

平成16年7月

新行財政改革推進計画における
保育園のあり方検討協議会

はじめに

平成15年9月、文京区は、新行財政改革推進計画（新生文京いきいきプラン）（素案）を公表し、その中で、公立保育園に関する改革として、平成16年度から平成20年度までの5年間に2園の運営を民間に業務委託（公設民営化）するという計画案を提示しました。この内容に対しては、主として公立保育園園児の保護者から、区との協議を求める意見が多数寄せられたことから、保育園に関しては、2園の民営化に当たって6か月程度の期間を設けて保育園保護者と民営化に関する諸課題を検討することとし、新生文京いきいきプランの最終案（平成16年3月策定）としました。この最終案にのっとり、文京区認可保育園父母の会連絡会を中心とする保護者委員16人と文京区福祉部との間で「新行財政改革推進計画における保育園のあり方検討協議会」（以下「協議会」という。）を立ち上げ、平成16年2月から検討協議を行なっています。

平成13年7月に文京区は「文京区基本構想」を策定いたしました。新生文京いきいきプランは、この基本構想を具現化するものであると位置づけられるものです。基本構想の中では、「文の京」での子育てに関して、次のように書かれています。

(2)子育て環境を充実させ、「文の京」をふるさとにする住民を増やす 少子化の進行とともに、子育てを家族のみで担うことがますます難しくなっている。あらゆる場面で子どもの人格を尊重し、すべての子どもたちが心身ともに健やかに人間性豊かに成長できるよう、子どもたちやその家族をとりまく環境をより良好なものとし、子育て世代の定住を図る。

子どもたちへの虐待・暴力を防ぎ、子どものいのちが大切にされる地域づくりを進める。

幼稚園・保育園の一元化をめざすことによって、子どもと家族の双方にとって厚みのある子育て環境を整備する。

多様な子育てメニューを提供し、行政や民間、区民参画による子育てサービスの充実・向上を図る。

低年齢児保育や障害児保育の拡充を図る。

世代間の交流や協力による子育て環境の育成を図る。

しかし、実際には、少子化の進行は深刻な事態を迎えており、「文の京」をふるさとにする住民を増やすためにも、子育て環境を充実させることは急務の課題です。

このような背景をもとに、協議会では、協議委員全員が「子どもの最善の利益を実現することを目的にする」という点でまずは一致し、その中で、(1)公立保育園のあり方、(2)保育園の運営方式の比較検討、(3)具体化の手法について、(4)その他（保育の質の監視と改善のシステムなど）の四つを検討事項として検討・協議

を進めてきました。検討にあたっての視点は、「 検討にあたって」記載のとおりです。

協議会は、平成16年2月よりこれまで12回開催され、公立保育園のあり方、保育園の運営方式の比較検討、保育の質の監視と改善のシステムについて検討を行い、このたび、その協議の結果を踏まえ、「中間のまとめ」を作成しました。ただし、文京区福祉部の委員と保育園保護者の委員の意見が一致しない点については、それぞれの考えを併記いたしました。

今回、この「中間のまとめ」を公表し、できるだけ多くの区民の方からご意見をいただいた上で、協議会において引き続き検討を進めることといたしました。特に、これから保育園への入園を考えている方、子育て支援を必要とされる方のご意見がいただけると幸いです。

今後、協議会では、区民の皆さんからお寄せいただいたご意見を踏まえて、(3)具体化の手法を中心に更に検討を行い、平成16年8月末までに最終のまとめを作成し、文京区は、この最終のまとめの内容を尊重しつつ、新生文京いきいきプランの実施に向けた検討を行う予定です。

平成16年7月

新行財政改革推進計画における保育園のあり方検討協議会

目 次

はじめに

検討にあたって	1
中間のまとめ	2
検討事項	9
～協議経過資料～	
1 公立保育園のあり方	13
(1) 保育の質	13
(2) 公立保育園のあり方	14
2 保育園の運営方式の比較検討	19
(1) 保育園の運営方式の比較検討について(比較検討の視点)	20
(2) 保育内容(保育所保育指針に準拠して)	22
(3) 子どもの安全・健康に関する行政の関与及び役割	23
(4) 多様な子育てメニュー	24
(5) 保育園の運営方式による経費比較	25
(6) 保育士の能力・資格	26
3 監視と改善のシステム	27
付属資料	32
1 検討経過	32
2 委員名簿	33

検討にあたって

本協議会を立ち上げるにあたって、その目的、構成員、検討事項、検討期間及び検討にあたっての視点について、委員間で議論を重ね、次の内容をもとに検討を進めることとした。

新行財政改革推進計画における保育園のあり方検討協議会

1 目的

新行財政改革推進計画の策定にあたって、子どもの最善の利益を実現することを目的に、保育園のあり方、諸課題を協議する。

2 構成員

公立保育園保護者・・・16人

文京区福祉部長、保育課長、保育係長、保育主査

必要に応じて、構成員以外の者の参加を求めることができる。

3 検討事項

(1) 公立保育園のあり方

(2) 保育園の運営方式の比較検討

(3) 具体化の手法

(4) その他

4 検討期間

平成16年2月から8月

5 検討にあたっての視点

(1) 保育の質の維持・向上を目指す。

(2) 協議は、公設民営方式による業務委託を含むさまざまな形式について、比較・検討する。

(3) 事業者については、既に文京区に株式会社による公設民営園が2園存在することから、今回は、多様な運営主体による保育園運営という視点に立って検討する。

(4) 事業者の選定にあたっては、区民参画を取り入れた方式・方法を検討する。

(5) 移行にあたっては、混乱をきたさないように、準備期間を設ける。

(6) 行財政改革の観点から、今後5年間の退職者見込数を勘案し、2園程度の民営化実施を検討の出発点とする。

中間のまとめ

協議会における検討の結果、区の考え方と保護者委員の考え方は、一致しなかった。そこで、区の考え方、区の考え方に対する保護者委員の見解、さらに、保護者委員の改革案として、二つの案を併記することとした。

なお、意見の違いを判りやすくするため、「中間のまとめ」の末尾に一覧表を添付する。

1 文京区の考え方

区は、新行財政改革推進計画（新生文京いきいきプラン）において、産休明け保育、一時保育、病後児保育といった多様な保育メニューの提供の充実・向上を図るため、既存2園の公設民営化を図ることを計画した。

これは、行政が主体となってこれらのニーズに応えることは困難であること、また、区民から求められている行財政改革、人件費比率の縮小を図るうえからも民営化が必要であるとの考えからである。

一方、保育行政は、行政が責任をもって進める必要がある。

そこで、保育の質の維持・向上を図ることを目的に開催した当協議会において行った、行政の関与の度合い、経費比較等についての議論を通じて、民営化の方向は適切であると判断した。そして、今回の民営化にあたっては、事業者としては、社会福祉法人等の非営利団体を対象とすることが妥当であると考えている。

なお、民営化にあたって、完全な民間移管等の選択肢を否定するものではないが、保育行政は行政が責任をもって進めるという観点から、当面は、「公設」のものの民営化がベターであるとする。

今後、対象園の選定や事業者の選定等について、具体化の手法を検討する中で、当協議会において多様な角度から検討を進めていきたいと考える。

2 保護者委員の考え方

行財政改革の中での公立保育園の今後のあり方については、保護者委員の間でも大きく二つの方向性が出された。以下、1に書かれている文京区の考え方について、保護者委員の共通の見解、それに基づいて保護者委員から提案する二つの改革案（改革案A、改革案B）の順に述べる。

（1）文京区の考え方に対する保護者委員の見解

「多様な保育メニューに対応するため公設民営化」という考え方について公立保育園のあり方の項でも述べるが、公共サービスとしての保育事業を考えるとときには、多様な保育メニュー（都市型保育ニーズ）への対応という

視点だけでは不十分で、広い意味での子育て支援の機能を「公」の役割として重視すべきである。これは、一層少子化が進み、子育てへの負担感が高まり、特別な支援を要する子どもや家庭が増加しているといった今の社会情勢の中では、保育園に入園している子どもだけでなく、家庭で養育されているすべての子どもたちがさまざまな支援を必要としていると考えられるためである。具体的には、子どもの障害への対応や、家庭での養育力が低下することで起こる子育ての難しさをサポートするといった、広い意味での子育て支援（ファミリーソーシャルワーク機能）が「公」の役割として必要とされていると考える。

また、区の財源は限られているため、多様な保育メニューを提供することと、待機児童を解消することの、どちらを優先させるべきかについては、実態と長期的な見通しも踏まえて慎重に検討すべきである。

民営化の必要性について

文京区が問題点としてあげている「行政が主体となってニーズに応えることの困難」ということが、「行政の発想の硬直性（硬い、遅い）」ということを目指すのであれば、民間の自由な発想や特色ある保育を取り入れるためには「公設民営」では不十分である。なぜなら「公設民営」では、区が設置主体であるために、民間が自由な発想で保育内容を提案しても、一つ一つ区に確認して了解を取らねばならず、結局「行政の発想の硬直性」という同じ問題点を引き継ぐことになるからである。

また、文京区が指摘する「人件費比率の縮小」という観点でも、さまざまな効率化・合理化の方法（公設公営のままの改革、公設民営、民間移管、地方独立行政法人化など）のうち、公設公営改革方式では人件費比率が縮小できないということがいえるだけであり、他の方法については公平な評価が行なわれていない。したがって、積極的に「公設民営」化を根拠づけることにはならない。

保育事業における行政の責任について

保育行政に区が責任を持つべきであるということは、保育所の運営主体が「公」か「民」かに関わりなく、児童福祉法24条により定められているものである。すなわち、区が責任を持つからといって、保育所の運営主体を「公」にしなくてはならない、ということにはならず、「公」でも「民」でも区が責任を持たねばならないのである。

むしろ、保育士の退職者を補充しない「退職不補充」を続けることによって、保育士の新規採用がストップし、民営化対象とならない公設公営園の運営に大きな影響が出ると考えられるのに、将来的に公設公営園の運営や人材

育成をどのように行っていくのか、どのように保育の質を保証していくのかというビジョンが明らかでないことのほうが、区の「保育行政に対する責任」という点では問題である。

社会福祉法人等の非営利法人に対象を限定することについて

文京区の公設公営園では、既に全園で障害児保育や子育て相談などのファミリーソーシャルワーク機能を実施しているため、今後とも保育の質の維持・向上を図るためには、保育所運営の経験が浅く、障害児保育などの経験も無い営利法人を排除することは適切である。

もっとも、社会福祉法人に運営をゆだねる場合には、公設民営方式よりも民間移管方式（私立保育園にしてしまうこと）のほうが、区と法人双方にメリットがある。区にとっては保育所運営費の財政負担割合が軽い（国及び都から4分の3が支給される）というメリットがある。また、法人にとっては、

でも述べたとおり、「公設」の枠に縛られることなく、その法人が理想とする保育を実施することができるというメリットがある。このため、区が民間移管方式による民営化のプロポーザルを求めたとするならば、より多様な社会福祉法人に対して、それに参加する意欲を触発することが期待できる。

公設民営方式を最適とすることについて

）応募法人に対するインセンティブの観点から

区が「公設民営」園における事故の際の賠償責任を公設公営と同様に負うことを表明した点では、「公設民営」の利点はあるものの、これは受託法人に一定額以上の賠償責任保険の加入を義務づければ足りることである。それよりもむしろ、保育の質の面で、経験と実力を有する法人に、応募するインセンティブを与えることを優先すべきである。

法人の立場に立てば、「理想とする保育」に足枷をはめられ、かつ運営費の面でも劣る「公設民営」方式をとる自治体より、民間移管による民営化を進める自治体に応募するのが自然の流れであり、優れた法人の応募を促す観点からは、民間移管方式のほうが有利である。

）公設民営方式の不安定さの観点から

公設民営方式では、区と事業者の委託契約が基本的には1年であるため、事業者にとって、職員（保育士）を「期間の定めのない形態」で雇うことは大きなリスクになる。区との委託契約が続くという保証はないためである。このため、事業者と職員との雇用契約は1年ごとの更新（その場合、労働法制の制約に照らして、事実上数年しか更新しない）となる傾向にあり、雇用される職員にとっては安定して雇用してもらえないという不安があるとともに、子どもにとっては同じ保育士に長い期間続けて保育しても

らえないというおそれがある。さらに、既存の公設民営園（営利法人）の職員の給与水準からは、しっかりとした昇給システムが確立されていない限り、職員自身が専門職としての長期勤続の展望を描けず、結果としてすぐに退職してしまうことを懸念する。

）質を維持した場合の民間委託の行革効果の観点から

保育所運営の民間委託に関しては、経済産業省「行政サービスの外部委託に関するビジネスプラン研究会」が平成16年6月に公表した報告書の中で、自治体の保育所運営では、正職員と非常勤職員の併用が効果を上げており、コストと内容で対抗できる民間企業は現れなかったとの模擬入札結果を報告している。官民どちらが担うべき事業なのかの検証が必要であるが、区の提案ではその点の説明が十分でない。

適切な法人の応募がなかった場合の対応について

仮に、区が保護者意見を取り入れずに公設民営化を強行する場合であっても、保育の質の維持・向上の観点から、応募した事業者の中に適切な事業者がない場合には、応募した事業者の中から消去法でどれか一つを選ぶことなく、一時的に、民営化を見送る英断が必要である。

本年4月に民間委託した他区の公設民営保育園では、1月からの引継ぎ保育中から保育士が定着しないため、保育の引継ぎが十分に行われず、4月当初から新園長が不在となり交替となったばかりか、その後の保育士も仕事の重責に耐えかねて相次いで退職している。子ども達は、お仕置きや体罰で抑え込まれており、子ども、保護者ともに、様々な負担を強いられている。こうした前例を知った以上、同じ轍を踏まないようにすることは、「保育行政に対する責任」を負う区として当然のことであると考えます。

適切な事業者がない場合、速やかに臨時予算を設けるか、予算の振替を行うなどして、緊急に臨時職員等を採用し、新たに適切な事業者を選定できるようになるまでは公営のまま保育所運営を行うべきである。

監視と改善のシステム作りの提案

対象園や事業者の選定も含む具体化の手法を検討する前に、どのような改革案を具体化するときにも「保育の質の維持・向上」を継続的に確保することは当然である。

「保育の質の維持・向上」は掛け声だけで実現できるものではなく、また、改革に伴う移行のときにだけ重要視されるものでもなく、将来に渡って考えて行かねばならない問題である。この問題に対応するために、「保育の質の維持・向上」を具体的に実現する、継続可能な仕組みづくりが必要不可欠であると考えます。

効率化や多様な都市型ニーズへの対応など、保育現場への負荷は今後ますます増えると予測され、これまでのような現場に依存した体制では、近い将来、逆に「保育の質」が低下すると懸念する。

「保育の質」を客観的に見て、評価していく上で、第三者評価は必須であると考え、評価は目的ではなく手段に過ぎず、評価結果をどのように活かすかがより重要なことであり、そのための具体的な仕組みづくりが必要である。

これらの具体的な仕組みとして、公正・中立な第三者機関による「文京区保育園の第三者支援体制の構築」を提言するとともに、その構築を実現するための「文京区保育園の第三者支援体制構築準備委員会」の設立を提案する。
(詳細は別紙参照)

(2) 保護者委員案【A案】～地方独立行政法人化の提案

結論

短期的にも中長期的にも、自治体の財政事情に制約がある中で、子どもの最善の利益を優先しつつ、質の面、そして量の面の両方から保育の需要に応えていくためには、区内のすべての公設公営保育所を地方独立行政法人化すべきである。これにより、公設公営保育所が担っている保育士の養成機能(経験及び知識、技術の蓄積)を維持しつつ、保育士の身分を民間労働者に切り替え、一定期間(たとえば10年程度)の労働条件激変緩和措置(昇給を一定レベルで保証するなど)を経て、硬直的な公務員の給与体系を保育士の技能及び責任分担に見合う職務職能給体系に改めることが必要である。

これにより、法人が事業内容を決める際の裁量の自由度が生まれるため、少子化・核家族化の中で保育所に期待されている、ファミリーソーシャルワーク(子育て支援)機能をさらに充実させつつ、都市型保育ニーズにも積極的に対応することが可能になる。

地方独立行政法人化の利点

区が述べる行財政改革の観点では、地方独立行政法人化により、保育所に勤務する全公務員の数削減することになるため、人件費比率の縮小が実現できることになる。

保育の質の観点からすると、障碍児保育や子育て支援の実績、保育士を育成するシステムについては、営利法人は経験が浅く未成熟である。また、民間のうち最も経験と人材の蓄積が厚い社会福祉法人は、全国的な保育所の民営化(民間委託・民間移管)の流れの中で、経験豊富な法人や人材が減っている。このような現状では、公設公営園を退職不補充で次々に民営化する場

合、よい法人が主体となって安定的な保育を提供することは期待できない。さらに、退職不補充を続ければ、残された公設公営園の人員構成の年齢バランスはいびつなものとなり、現場の職員の志気が低下し、保育の質に良くない影響があるものと懸念する。公設公営園が現在のように高い質を維持しているうちに地方独立行政法人化を行い、新規保育士採用を再開し、人材を安定的に育成・供給することこそが、保育の質を保ちつつファミリーソーシャルワーク機能及び都市型保育ニーズを安定的に実現することにかなう。

地方独立行政法人化とは

地方独立行政法人は、平成16年4月施行の地方独立行政法人法により、新たに設けられた制度である。そのため、全国の自治体で公営保育所を地方独立行政法人化している事例はないが、東京都中野区で提案が行われるなど、保育サービスの公共性を維持しながら運営を合理化する場合の選択肢の一つとして捉えられている。地方独立行政法人の場合は、区は設置主体としての責任は当然担うこととなる。また、地方独立行政法人では、人員配置・職員の教育などの面で、現行の公設公営園よりも現場の裁量度が増すことも想定される。保育所の地方独立行政法人化では、公務員型/非公務員型のうち、非公務員型となり、身分は民間労働者となろうが、短期・長期共済は引き続き適用される。

保育市場の観点から

既に、全国的に自治体における公設公営保育所の民営化が進行しており、現状、経験と実績のある社会福祉法人は複数の民営化園を受託している。4、5年前の保育所民営化の流れの初期の時期に比べると、社会福祉法人の経験豊富な人材が減ってきている。このような状況の下では、公設公営園の民営化は事業者側の売り手市場にあるといえる。このため、他の自治体との競争を勝ち抜き、優良な社会福祉法人を招いて公設公営園の運営をゆだねるにはそれなりのコストを要することも考えておかねばならない。そのようなコストを払うよりは、すでに今ある公設公営園のシステム・ノウハウを引き継ぎながら、公務員保育士を民間労働者に切り替えて職務職能給体系に改めていく方が、保育の質を保ちつつ、安定的に多様なニーズに対応する手段として優れている。

(3) 保護者委員案【B案】～公設公営方式のまま効率化・合理化する案

結論

現状の公設公営以外の運営方式が保育の質の指標を実現するためのさまざまな条件を満たすことができるかどうかは確実な保証がないので、公設公

営方式を維持しつつ、今後の保育園のあり方を考えるべきである。昨年、父母連が実施した全保護者対象のアンケートでも、「民営化して欲しい」との回答は1%にすぎず、多くの保護者が現在の公設公営の保育所に満足している。こうした実態を踏まえれば、「公設公営の維持」を基本に、公立保育園の改革方法を検討すべきである。

保育事業に「民間に譲れるものは譲る」という考えはそぐわないこと

「人間を育成する」という保育事業においては、そもそも効率化・合理化優先という考え方で民間委託を実施することはなじまないと考える。今回の協議において、やむを得ず、新行財政改革の財政健全化の必要性については譲ったが、子どもの命を預かり、子どもを育成する保育事業に『民間に譲れるものは譲る』という考え方を適用することには同意できない。なぜならば、財政状況に関わらず、今後、民営化の流れが定着し、「保護者委員案A」に述べられているように、結果として、保育の質の全般的な低下をもたらす可能性が強いからである。

公設公営方式のままの改革案

公立保育園の運営体制は公設公営を維持し、区は公務員給与体系の見直しを労働組合・職員に提起し、また利用者の保育料も見直す。また、都市型保育ニーズ等の多様なニーズに対しては、積極的に対応し、新たな保育サービスを提供する場合には、受益者負担の方向性で、利用にあたり著しく困難にならない相当な利用料金を検討する。ファミリーソーシャルワーク機能に関しても、各地域における「子育て広場」事業の拡充や子育て支援の公的機関のネットワークも構築しながら、積極的に対応する。東京都品川区や武蔵野市のように、民間委託を行わずに、内部努力によって公設公営のまま、多様な保育サービス提供やファミリーソーシャルワーク事業を行っているとの事例もあり、参考にして検討を行うべきである。その際、著しい負担がかからないよう、保育士の働く環境整備を最大限、考慮することも必要である。保育事業の突出した高コスト体質の緩和に努めつつ、その上で、保育士の新規採用を継続して行い、従来の保育士育成機能は維持すべきである。

各園の保育士構成の効率的・合理的配置の観点から

公設公営保育所における、保育士の継続的な雇用は、文京区の保育園の保育水準の維持と向上にとって、欠かせないものである。流動的な短期雇用では、保育士の研修やスキルアップへの投資は、メリットに乏しく、文京区の保育園全体の質的向上の妨げとなる。また、保育スキルのレベル、保育経験年数、保育士の年齢構成などのバランスを各保育園で公平に保つためには、区による直接的な雇用管理と計画的な位置が最も効率的であり、区がこの役

割を各事業主体に委ねることになれば、区民が受ける保育サービスに格差が生まれた場合、是正が困難となる。このような観点から、公設公営保育所の効率的運営を図り、ファミリーソーシャルワーク機能をさらに充実させ、都市型保育ニーズにも積極的に対応すべきであると考えます。

中間のまとめ

文京区の考え方	文京区の考え方に対する保護者委員の見解	保護者委員案A (公設公営の地方独立行政法人化の提案)	保護者委員案B (公設公営の効率化・合理化)
<p>区は、新行財政改革推進計画(新生文京いきいきプラン)において、産休明け保育、一時保育、病後児保育といった多様な保育メニューの提供の充実・向上を図るため、既存2園の公設民営化を図ることを計画した。</p>	<p>「多様な保育メニューに対応するため公設民営化」という考え方について公立保育園のあり方の項でも述べるが、公共サービスとしての保育事業を考えるとときには、多様な保育メニュー(都市型保育ニーズ)への対応という視点だけでは不十分で、広い意味での子育て支援の機能を「公」の役割として重視すべきである。これは、一層少子化が進み、子育てへの負担感が高まり、特別な支援を要する子どもや家庭が増加しているといった今の社会情勢の中では、保育園に入園している子どもだけでなく、家庭で養育されているすべての子どもたちがさまざまな支援を必要としていると考えられるためである。具体的には、子どもの障壁への対応や、家庭での養育力が低下することで起こる子育ての難しさをサポートするといった、広い意味での子育て支援(ファミリーソーシャルワーク機能)が「公」の役割として必要とされていると考える。</p> <p>また、区の財源は限られているため、多様な保育メニューを提供することと、待機児童を解消することの、どちらを優先させるべきかについては、実態と長期的な見通しも踏まえて慎重に検討すべきである。</p>	<p>結論 短期的にも中長期的にも、自治体の財政事情に制約がある中で、子どもの最善の利益を優先しつつ、質の面、そして量の面の両方から保育の需要にこたえていくためには、区内のすべての公設公営保育所を地方独立行政法人化すべきである。これにより、公設公営保育所が担っている保育士の養成機能(経験及び知識、技術の蓄積)を維持しつつ、保育士の身分を民間労働者に切り替え、一定期間(たとえば10年程度)の労働条件激変緩和措置(昇給を一定レベルで保証するなど)を経て、硬直的な公務員の給与体系を保育士の技能及び責任分担に見合う職務機能給体系に改めることが必要である。</p> <p>これにより、法人が事業内容を決める際の裁量の自由度が生まれるため、少子化・核家族化の中で保育所に期待されている、ファミリーソーシャルワーク(子育て支援)機能をさらに充実させつつ、都市型保育ニーズにも積極的に対応することが可能になる。</p>	<p>結論 現状の公設公営以外の運営方式が保育の質の指標を実現するためのさまざまな条件を満たすことができるかどうかは確実な保証がないので、公設公営方式を維持しつつ、今後の保育園のあり方を考えるべきである。昨年、父母連が実施した全保護者対象のアンケートでも、「民営化して欲しい」との回答は1%にすぎず、多くの保護者が現在の公設公営の保育所に満足している。こうした実態を踏まえれば、「公設公営の維持」を基本に、公立保育園の改革方法を検討すべきである。</p>
<p>これは、行政が主体となってこれらのニーズに応えることは困難であること、また、区民から求められている行財政改革、人件費比率の縮小を図るうえからも民営化が必要であるとの考えからである。</p>	<p>民営化の必要性について (A)文京区が問題点としてあげている「行政が主体となってニーズに応えることの困難」ということが、「行政の発想の硬直性(硬い、遅い)」ということを指すのであれば、民間の自由な発想や特色ある保育を取り入れるためには「公設民営」では不十分である。なぜなら「公設民営」では、区が設置主体であるために、民間が自由な発想で保育内容を提案しても、一つ一つに確認して了解を取らねばならず、結局「行政の発想の硬直性」という同じ問題点を引き継ぐことになるからである。</p> <p>(B)また、文京区が指摘する「人件費比率の縮小」という観点でも、さまざまな効率化・合理化の方法(公設公営のままでの改革、公設民営、民間移管、地方独立行政法人化など)のうち、公設公営改革方式では人件費比率が縮小できないということがいえるだけであり、他の方法については公平な評価が行われていない。したがって、積極的に「公設民営」化を根拠づけることにはならない。</p>	<p>地方独立行政法人化の利点 区が述べる行財政改革の観点では、地方独立行政法人化により、保育所に勤務する全公務員の数を削減することになるため、人件費比率の縮小が実現できることになる。保育の質の観点からすると、障壁児保育や子育て支援の実績、保育士を育成するシステムについては、営利法人は経験が浅く未成熟である。また、民間のうち最も経験と人材の蓄積が厚い社会福祉法人は、全国的な保育所の民営化(民間委託・民間移管)の流れの中で、経験豊富な法人や人材が減っている。このような現状では、公設公営園を退職不補充で次々に民営化する場合、よい法人が主体となって安定的な保育を提供することは期待できない。さらに、退職不補充を続ければ、残された公設公営園の人員構成の年齢バランスはいびつなものとなり、現場の職員志気が低下し、保育の質に良くない影響があるものと懸念する。公設公営園が現在のように高い質を維持しているうちに地方独立行政法人化を行い、新規保育士採用を再開し、人材を安定的に育成・供給することこそが、保育の質を保ちつつファミリーソーシャルワーク機能及び都市型保育ニーズを安定的に実現することにかなう。</p>	<p>保育事業に「民間に譲れるものは譲る」という考えはそぐわないこと 「人間を育成する」という保育事業においては、そもそも効率化・合理化優先という考え方で民間委託を実施することはなじまないと考えられる。今回の協議において、やむを得ず、新行財政改革の財政健全化の必要性については譲ったが、子どもの命を預かり、子どもを育成する保育事業に『民間に譲れるものは譲る』という考え方を適用することには同意できない。なぜならば、財政状況に関わらず、今後、民営化の流れが定着し、「保護者委員案A」に述べられているように、結果として、保育の質の全般的な低下をもたらす可能性が強いからである。</p>
<p>一方、保育行政は、行政が責任をもって進める必要がある。</p>	<p>保育事業における行政の責任について (A)保育行政に区が責任を持つべきであるということは、保育所の運営主体が「公」が「民」に関わりなく、児童福祉法24条により定められているものである。すなわち、区が責任を持つからといって、保育所の運営主体を「公」にしなくてはならない、ということにはならず、「公」でも「民」でも区が責任を持たねばならないのである。</p> <p>(B)むしろ、保育士の退職者を補充しない「退職不補充」を続けることによって、保育士の新規採用がストップし、民営化対象とならない公設公営園の運営に大きな影響が出ると考えられるのに、将来的に公設公営園の運営や人材育成をどのように行っていくのか、どのように保育の質を保証していくのかというビジョンが明らかでないことの方が、区の「保育行政に対する責任」という点では問題である。</p>	<p>地方独立行政法人化とは 地方独立行政法人は、平成16年4月施行の地方独立行政法人法により、新たに設けられた制度である。そのため、全国の自治体で公営保育所を地方独立行政法人化している事例はないが、東京都中野区で提案が行われるなど、保育サービスの公共性を維持しながら運営を合理化する場合の選択肢の一つとして捉えられている。地方独立行政法人の場合は、区は設置主体としての責任は当然担うこととなる。また、地方独立行政法人では、人員配置・職員の教育などの面で、現行の公設公営園よりも現場の裁量度が増すことも想定される。保育所の地方独立行政法人化では、公務員型/非公務員型のうち、非公務員型となり、身分は民間労働者となるが、短期・長期共済は引き続き適用される。</p>	<p>公設公営方式のままでの改革案 公立保育園の運営体制は公設公営を維持し、区は公務員給与体系の見直しを労働組合・職員に提起し、また利用者の保育料も見直す。また、都市型保育ニーズ等の多様なニーズに対しては、積極的に対応し、新たな保育サービスを提供する場合には、受益者負担の方向性で、利用にあたり著しく困難にならない相当な利用料金を検討する。ファミリーソーシャルワーク機能に関しても、各地域における「子育て広場」事業の拡充や子育て支援の公的機関のネットワークも構築しながら、積極的に対応する。東京都品川区や武蔵野市のように、民間委託を行わずに、内部努力によって公設公営のまま、多様な保育サービス提供やファミリーソーシャルワーク事業を行っているとの事例もあり、参考にして検討を行うべきである。その際、著しい負担がかからないよう、保育士の働く環境整備を最大限、考慮することも必要である。保育事業の突出した高コスト体質の緩和に努めつつ、その上で、保育士の新規採用を継続して行い、従来の保育士育成機能は維持すべきである。</p>

文京区の考え方	文京区の考え方に対する保護者委員の見解	保護者委員案A (公設公営の地方独立行政法人化の提案)	保護者委員案B (公設公営の効率化・合理化)
<p>そこで、保育の質の維持・向上を図ることを目的に開催した当協議会において行った、行政の関与の度合い、経費比較等についての議論を通じて、民営化の方向は適切であると判断した。そして、今回の民営化にあたっては、事業者としては、社会福祉法人等の非営利団体を対象とすることを妥当であると考えている。</p>	<p>社会福祉法人等の非営利法人を対象を限定することについて (A)文京区の公設公営園では、既に全国で障害児保育や子育て相談などのファミリーソーシャルワーク機能を実施しているため、図るとも保育の質の維持・向上を図るためには、保育所運営の経験が浅く、障害児保育などの経験も無い営利法人を排除することは適切である。 (B)もっとも、社会福祉法人に運営をゆだねる場合には、公設民営方式よりも民間移管方式(私立保育園にしてしまうこと)のほうが、区と法人双方にメリットがある。区にとっては保育所運営費の財政負担割合が軽い(国及び都から4分の3が支給される)というメリットがある。また、法人にとっては、でも述べたとおり、「公設」の枠に縛られることなく、その法人が理想とする保育を実施することができるというメリットがある。このため、区が民間移管方式による民営化のプロポーザルを求めたとするならば、より多様な社会福祉法人に対して、それに参加する意欲を触発することが期待できる。</p>	<p>保育市場の観点から 既に、全国的に自治体における公設公営保育所の民営化が進行しており、現状、経験と実績のある社会福祉法人は複数の民営化園を受託している。4、5年前の保育所民営化の流れの初期の時期に比べると、社会福祉法人の経験豊富な人材が減ってきている。このような状況の下では、公設公営園の民営化は事業者側の売り手市場にあるといえる。このため、他の自治体との競争を勝ち抜き、優良な社会福祉法人を招いて公設公営園の運営をゆだねるにはそれなりのコストを要することも考えておかねばならない。そのようなコストを払うよりは、すでに今ある公設公営園のシステム・ノウハウを引き継ぎながら、公務員保育士を民間労働者に切り替えて職務職能給体系に改めていく方が、保育の質を保ちつつ、安定的に多様なニーズに対応する手段として優れている。</p>	<p>各園の保育士構成の効率性・合理的配置の観点から 公設公営保育所における、保育士の継続的な雇用は、文京区の保育園の保育水準の維持と向上にとって、欠かせないものである。流動的な短期雇用では、保育士の研修やスキルアップへの投資は、メリットに乏しく、文京区の保育園全体の質的向上の妨げとなる。また、保育スキルのレベル、保育経験年数、保育士の年齢構成などのバランスを各保育園で公平に保つためには、区による直接的な雇用管理と計画的に位置が最も効率的であり、区がこの役割を各事業主体に委ねることになれば、区民が受ける保育サービスに格差が生まれた場合、是正が困難となる。このような観点から、公設公営保育所の効率的運営を図り、ファミリーソーシャルワーク機能をさらに充実させ、都市型保育ニーズにも積極的に対応すべきであると考えている。</p>
<p>なお、民営化にあたって、完全な民間移管等の選択肢を否定するものではないが、保育行政は行政が責任をもって進めるという観点から、当面は、「公設」のものと民営化がベターであると考えている。</p>	<p>公設民営方式を最適とすることについて ）応募法人に対するインセンティブの観点から 区が「公設民営」園における事故の際の賠償責任を公設公営と同様に負うことを表明した点では、「公設民営」の利点はあるものの、これは受託法人に一定額以上の賠償責任保険の加入を義務づけなければならないことである。それよりもむしろ、保育の質の面で、経験と実力を有する法人に、応募するインセンティブを与えることを優先すべきである。 法人の立場に立てば、「理想とする保育」に足枷をはめられ、かつ運営費の面でも劣る「公設民営」方式をとる自治体より、民間移管による民営化を進める自治体に応募するのが自然の流れであり、優れた法人の応募を促す観点からは、民間移管方式のほうが有利である。 ）公設民営方式の不安定さの観点から 公設民営方式では、区と事業者の委託契約が基本的には1年であるため、事業者にとって、職員(保育士)を「期間の定めのない形態」で雇うことは大きなリスクになる。区との委託契約が続くという保証はないためである。このため、事業者と職員との雇用契約は1年ごとの更新(その場合、労働法制の制約に照らして、事実上数年しか更新しない)となる傾向にあり、雇用される職員にとっては安定して雇用してもらえないという不安があるとともに、子どもにとっては同じ保育士に長い期間続けて保育してもらえないというおそれがある。さらに、既存の公設民営園(営利法人)の職員の給与水準からは、しっかりとした昇給システムが確立されていない限り、職員自身が専門職としての長期勤続の展望を描けず、結果としてすぐに退職してしまうことを懸念する。 ）質を維持した場合の民間委託の行革効果の観点から 保育所運営の民間委託に関しては、経済産業省「行政サービスの外部委託に関するビジネスプラン研究会」が平成16年6月に公表した報告書の中で、自治体の保育所運営では、正職員と非常勤職員の併用が効果を上げており、コストと内容で対抗できる民間企業は現れなかったとの模擬入札結果を報告している。官民どちらが担うべき事業なのかの検証が必要であるが、区の提案ではその点の説明が十分でない。</p>		

文京区の考え方	文京区の考え方に対する保護者委員の見解	保護者委員案A (公設公営の地方独立行政法人化の提案)	保護者委員案B (公設公営の効率化・合理化)
<p>今後、対象園の選定や事業者の選定等について、具体化の手法を検討する中で、当協議会において多様な角度から検討を進めていきたいと考える。</p>	<p>適切な法人の応募がなかった場合の対応について 仮に、区が保護者意見を取り入れずに公設民営化を強行する場合であっても、保育の質の維持・向上の観点から、応募した事業者の中に適切な事業者がない場合には、応募した事業者の中から消去法でどれか一つを選ぶことなく、一時的に、民営化を見送る英断が必要である。 本年4月に民間委託した他区の公設民営保育園では、1月からの引継ぎ保育中から保育士が定着しないため、保育の引継ぎが十分に行われず、4月当初から新園長が不在となり交替となったばかりか、その後の保育士も仕事の重責に耐えかねて相次いで退職している。子ども達は、お仕置きや体罰で抑え込まれており、子ども、保護者ともに、様々な負担を強いられている。こうした前例を知った以上、同じ轍を踏まないようにすることは、「保育行政に対する責任」を負う区として当然のことであると考えられる。 適切な事業者がない場合、速やかに臨時予算を設けるか、予算の振替を行うなどして、緊急に臨時職員等を採用し、新たに適切な事業者を選定できるようになるまでは公営のまま保育所運営を行うべきである。</p> <p>監視と改善のシステム作りの提案 対象園や事業者の選定も含む具体化の手法を検討する前に、どのような改革案を具体化するときに「保育の質の維持・向上」を継続的に確保することは当然である。 「保育の質の維持・向上」は掛け声だけで実現できるものではなく、また、改革に伴う移行のときにだけ重要視されるものでもなく、将来に渡って考えて行かねばならない問題である。この問題に対応するために、「保育の質の維持・向上」を具体的に実現する、継続可能な仕組みづくりが必要不可欠であると考えられる。 効率化や多様な都市型ニーズへの対応など、保育現場への負荷は今後ますます増えたと予測され、これまでのような現場に依存した体制では、近い将来、逆に「保育の質」が低下すると懸念する。 「保育の質」を客観的に見て、評価していく上で、第三者評価は必須であると考えられるが、評価は目的ではなく手段に過ぎず、評価結果をどのように活かすかがより重要なことであり、そのための具体的な仕組みづくりが必要である。 これらの具体的な仕組みとして、公正・中立な第三者機関による「文京区保育園の第三者支援体制の構築」を提言するとともに、その構築を実現するための「文京区保育園の第三者支援体制構築準備委員会」の設立を提案する。(詳細は別紙参照)</p>		

検討事項

1 公立保育園のあり方

(1) 保育の質

保育の質について、様々な議論がなされるところであるが、一義的に定義することは困難であり、次のような多様な指標が参考となる。

当協議会では、「保育所保育指針に則した保育」を実施しているか否かを「保育の質」の指標として、協議を進めた。

保育の質

保育の質に対する関心が急速に高まっているが、きちんとした定義がされていない現状である。保育の質を評価するための明確な基準を設けることは、容易ではない。次のような視点から「保育の質」について、客観的に評価することを考えている。

1 構造的指標・・・保育士の能力や資格、保育所の施設に関する指標

(1) 保育士の能力・資格に関するもの

保育士比率

常勤比率

経験年数

保育士の新規採用時の研修の実施

保育士の外部への研修・セミナー・保育学会への派遣

保育士のリーダーシップ育成研修に参加させている

(2) 保育所の施設に関するもの児童一人当たりの乳児室面積

児童一人当たりの乳児室面積

野外遊戯場面積（除く代替公園）

屋内遊技場面積

2 発達心理学的指標・・・発育環境、子どもの健康・安全管理に関する指標

(1) 発育環境に関する指標

運動会の実施

園外保育（遠足、芋掘りなど）の実施

プール遊び（水遊び）の実施

リズム体操の実施

園庭・公園などでの外遊びの実施頻度

幼児教育の有無

(2) 子どもの健康・安全管理に関する指標

園児の日々の管理記録の実施

園児に対する定期健康診断・身体測定の実施

園児の在園期間中の怪我・事故の状況に関する保護者への説明の実施

保育士と保護者との連絡帳の実施

保育士同士のミーティングの実施

職員の定期健康診断の実施

嘱託医以外に提携病院を持っている児童事故時の保険加入

保育室や園庭にカメラを設置して子どもを見守り

3 父母の利便性

駅からの近さ

営業時間の長さ

延長保育時間の遅さ

休日保育の有無

病後児保育の有無

父母との懇談会・面談会の実施（平日）頻度

面談会・懇談会の休日（土曜日）実施

育児支援センター・育児支援・育児相談を実施している

保護者からの苦情処理窓口の設置

保護者との連絡は、Eメールで可能

4 その他サービス

障害児保育の有無

緊急・一時保育の有無

休日に園庭を地域住民などへ開放している

外国人の保育児童を入所している

インターネットのホームページの開設

出展：「保育サービス市場の現状と課題」

～内閣府国民生活局物価政策課～

平成 15 年 3 月 28 日発行

(2) 公立保育園のあり方

区内部で検討を進めた公立保育園のあり方と保護者委員の考え方を一覧表にまとめた。

一覧表は、次頁に掲載

項目	文京区の考え方	保護者委員の考え方
1 基本的な考え方	<p>(1) 文京区の公立保育園として、保育の質の向上を図る。</p> <p>(2) 都市型保育ニーズの増大に 応えるため、保育サービスの拡大 を図らなければならない。</p> <p>一層効率的な保育園運営を推進す るためには、公立保育園の運營業 務を民間企業・社会福祉法人等多 用な運営主体に委託する保育園の 民営化は、有効な手段である。</p> <p>こうした状況から、次の三点を文 京区の公立保育園の基本的な考え 方とする。</p> <p>公営保育園と民営保育園が共存 することにより、保育サービスの 拡充を図る。</p> <p>公営保育園の先導による民営保 育園との連携・協力により、保育 水準の維持・向上を図る。</p> <p>地域に開かれた保育園として、 子育て支援機能の充実を図る。</p>	<p>文京区の公立保育園として、保育の質（保 育所保育指針に則った保育）の維持・向上を 図る。（区と共通認識）</p> <p>都市型保育ニーズへの対応という視点のみ ならず、一層の少子化・子育てへの負担感の 高まり、特別な支援を要する子ども・家庭の 増加といった社会情勢に対応して、保育園に 入園している子どものみならず、家庭で養育 されている子どもをも対象としたファミリー ソーシャルワーク（子どもの障害への対応、 家庭の養育力の低下などに起因する子育ての 困難さをサポートするなど、広い意味での子 育て支援）の機能を担うことを公的セクター として重視すべきである。現在主として育児 を担っている女性が安心して就労できる環境 の充実によって、労働人口の増加と、長期的 には特殊合計出生率の低下に歯止めが掛かる ことも期待できる。</p> <p>上記の目的を達成するため、保育園運 営の効率化にあたっては、実際に保育を担う 保育士の専門性（経験及び知識、技術の蓄 積）を維持・向上するとともに、活動の幅を 広げていけるような手段を確保しなければなら ない。</p> <p>以下2. に述べるように、公私の役割を分担 する前に、保育所が運営主体を問わず共通し て満たすべき機能を確認すべきである。</p> <p>新たに参入した経験の浅い民営園も存するこ とから、公営保育所が長年の経験の蓄積によ り、先導役となり必要に応じて民間保育園を 支援することによって、文京区の公立保育園 の保育水準を維持することは適当である。実 効をともなう連携のあり方を継続的に検討し ていくべきである。</p> <p>ファミリーソーシャルワークの必要性は、特 定の公営拠点園でのみ実施すれば足りる程度 を超えて普遍化している。公私の役割分担以 前の機能である。</p>

項目	文京区の考え方	保護者委員の考え方
2 公私の関係について	<p data-bbox="290 185 732 501">2 公立保育園のあり方</p> <p data-bbox="290 230 732 456">公営保育園の保育士等専門職員が、長年培ってきた経験の蓄積による知識やノウハウを基にして、公営保育園の特徴を生かした役割を考える。そのことによって、今後の公立保育園のあり方と方向性を明確にしていくものである。</p> <p data-bbox="290 501 732 539">(1) 公営保育園の役割</p> <p data-bbox="290 539 732 882">子育てに対する家庭内の養育力が弱まっている中で、地域における子育て支援が益々必要となっている。そこで、地域に最も身近で、子育ての知識・経験・技術等を蓄積している公営保育園に対して、地域における子育て支援の社会的役割を担うことが求められている。</p> <p data-bbox="290 882 732 920">(2) 民営保育園の役割</p> <p data-bbox="290 920 732 1576">保護者の就労形態の多様化により、延長保育や産休明け保育などのいわゆる都市型保育ニーズが増大している。こうした保育需要に適切に対応するためには、民間活力の積極的な導入が求められている。</p> <p data-bbox="290 1576 732 1615">(3) 民営保育園との連携・協働</p> <p data-bbox="290 1615 732 1980">公営保育園が長年の経験の蓄積により、先導役となり民営保育園を指導・支援することにより、文京区の公立保育園としての保育水準を維持することができる。</p>	<p data-bbox="745 185 1327 501">2 公私の関係について</p> <p data-bbox="745 230 1327 456">今日の少子化・子育てへの負担感の増加に鑑みれば、公立・私立の別を問わず保育所である以上は、保育所保育指針に則った質の保育（前記）を提供し、かつファミリーソーシャルワークの機能（前記）をも果たせる運営体制（前記）でなければならない。</p> <p data-bbox="745 920 1327 1487">上記を満たした上で初めて、都市型保育ニーズへの対応に関する役割分担が検討されるべきである。しかし、延長保育・産休明け保育など、子どもの負担が大きい保護者のニーズについて、民間労働者の労働条件が低廉且つ柔軟であることを前提として、民間が適していると断ずるのは適当ではない。基本的に保育のコストの大部分は保育労働者の賃金であり、大幅なコスト削減に伴う保育労働者の低賃金化は、保育士のモラルダウンや、頻繁な保育士の入れ替わりなどを招き、子どもにとってなんら利益をもたらさず、保育の質の低下に直結すると考えられる（別紙2、P.18）。そのような質の低下した保育環境の中で、通常保育に比べより子どもにかかる負担が大きい保育サービスが行なわれることは、避けねばならない。</p> <p data-bbox="745 1615 1327 1980">既に保育事業への民間参入が進んでいることから、公営保育所が長年の経験の蓄積により、先導役となり必要に応じて民間保育園を支援することによって、文京区の公立保育園の保育水準を維持することは適当である。実効をともなう連携のあり方を継続的に検討していくべきである。</p>

項目	文京区の考え方	保護者委員の考え方
3 将来の公立保育園のあり方	3 ． 民営化への課題 文京区の公立保育園として、利用者から評価されてきた質の高い保育を維持・向上させていくことが不可欠である。	3 ． 将来の公立保育園のあり方 現在、公設公営保育園が抱えている「非効率」との問題点は、端的に言えば、一律年功序列型の公務員給与体系の硬直性（保育士に限った問題ではないが）に起因する。このため、全国的に見ても質の高い保育を実施している文京区では、財政状況を考慮すると、保育労働時間（開所時間）の拡大に伴う多様なローテーションの実施が困難となり、いわゆる「都市型保育ニーズ」への対応が簡単には実現できない状況にある。 硬直的な公務員給与体系を改めつつ、公設公営保育所が担っている保育士の養成機能（経験及び知識、技術の蓄積）を維持する手段としては、区の保育所事業を切り出し、地方独立行政法人化するなどして、保育士の身分を民間労働者に切り替え、一定期間（たとえば10年程度）の労働条件激変緩和措置を取りつつ、保育士の給与体系を保育士の技能及び責任分担に見合う職能職務給体系に改める必要がある。 を実現することにより、公設公営保育所の高コスト体質を改め、都市型保育ニーズに対応することも可能になる。また、この法人で保育士の新規採用を行なうことで、これまで公設公営保育所が担ってきた保育士養成機能も維持することができる。文京区の法人において質の高い保育を実践する現場で育った人材が、多様な保育の現場でのリーダー的役割をになっていく、というのがひとつの理想の姿である。
	(1) 保護者に対する説明責任	
	(2) 保育水準の確保	
	ア 支援体制の充実	「保育の質の維持・向上」は掛け声だけで実現できるものではなく、具体的な仕組みづくりが必要不可欠である。効率化や多様な都市型ニーズへの対応など現場への負荷は今後ますます増大すると予測され、従来のような現場依存型の体制では、逆に「保育の質」が低下する懸念が大きい。
	イ 第三者評価等の実施	「保育の質」を客観的にモニターしていく上で第三者評価は必須と考えるが、評価は目的ではなく手段に過ぎず、評価結果をどのように生かすかがより重要であり、そのための具体的な仕組みづくりが必要である。 そこで、公正・中立な第三者機関による「文京区保育園の第三者支援体制の構築」を提言するとともにその構築を実現するための「文京区保育園の第三者支援体制構築準備委員会」の設立を提案する。 (詳細は別紙参照)

項目	文京区の考え方	保護者委員の考え方
3	将来の公立保育園のあり方	
	(3) 委託先の選定方法	
	ア 選定基準の明確化	
	イ 選定委員会への区民参画	
	ウ 選定内容等の情報公開	
	(4) 移行方法	
	<p>民営化の移行に際しては、子どもを最優先に考えて、それぞれの実情を配慮して、引継ぎ保育の方法や期間等を慎重に判断する必要がある。</p>	

2 保育園の運営方式の比較検討

運営方式の比較にあたって、民間委託（営利法人、非営利法人）、民間移管（営利法人、非営利法人）、独立行政法人、公設公営（現状）を主体別に比較検討することとし、指標として保育内容、子どもの安全・健康に関する行政の関与及び役割、多様な子育てメニュー、保育園運営について、比較対象表を作成し検討を行った。

また、それぞれの指標項目を実現するために必要な条件を表の右側に加えた。

- (1) 保育園の運営方式の比較検討について . . . 別紙 1
比較検討の対象となる項目を次のとおりピックアップした。
- (2) 保育内容（保育所保育指針に準拠して） . . . 別紙 2
表を作成するにあたって、文京区立保育園長 2 人からヒアリングを行った。
- (3) 子どもの安全・健康に関する行政の関与及び役割 . . . 別紙 3
主として事故の際の責任の所在を中心に検討した。
- (4) 多様な子育てメニュー . . . 別紙 4
多様な保育メニューについて、比較検討を行うとともに実現のための条件を検討した。
- (5) 保育園の運営方式による経費比較 . . . 別紙 5
文京区の認可保育園の現状をもとに、経費比較を行った。
- (6) 保育園運営 . . . 別紙 6
保育士の経験年数等について、文京区の認可保育園の現状をもとに、比較を行った。

保育園の運営方式の比較検討について

下記の各項目の観点で、保育園の各運営方式の比較検討を行なう。実現可能性の検討を行なう項目については、実現するにあたっての課題を抽出することを主眼とする。

- 1 保育内容（保育所保育指針に準拠して）
 - 一人一人の子どもの発達段階に応じた保育を実施できること（子どもの6年間の発達を見通せる保育士）
 - 一人一人に目配りの行き届いた保育
 - 発達段階に応じた保育、遊びや指導
 - 楽しく食事をする工夫
 - お散歩時などの安全管理のノウハウの周知徹底など
 - 保護者とのコミュニケーションを通じて、連携・指導ができること（親育て的な子育て支援を含む）
 - 障害児保育を全園で実施できること（保育の知識・経験・技術の観点から）
 - 子ども一人一人の顔が見えるような給食作りができること
 - アレルギー対応給食を実施できること
 - 突発的な事項への対応（口を怪我したなどに細かい刻みの食事を出してくれる等）など
 - 虐待が疑われるなど特別な支援を必要とする家庭への対応ができること

- 2 子どもの安全・健康に関する行政の関与及び役割
 - 事故の際の行政責任の所在
 - 行政の関与の度合い
 - 施設の維持・管理責任

- 3 多様な子育てメニュー
 - 多様な保育ニーズに柔軟に対応できる
 - 一時保育
 - 延長保育のスポット利用
 - 延長保育時間の延長
 - 産休明け保育
 - 病後児保育
 - 休日保育
 - 障害児保育など

地域での子育て支援（保育園保護者に限らず）

4 保育園運営

保育園運営経費

保育士の能力・資格

保育士比率

常勤比率

経験年数

研修等など

保育士が知識・経験・技術を蓄積できる雇用体制を取っていること

保育の積み重ねが生きてくるような保育

ベテラン保育士と若手のバランスよい配置

保育士の入れ替えが激しくない（1園6年勤務、担任持ち上がりなど）

保育士の働く環境など

第三者管理体制の整備について

管理体制は、全園にまたがる部分と主体別に強化すべき部分とが混在していること、そして質の異なる内容を含むことを考慮し、運営主体ごとの比較ではなく、具体化の手法の中で、別途協議する。

1 保育内容

方式 指標	公設公営（現状）	民間委託		民間移管		独立行政法人化	指標実現のための条件	
		営利法人	非営利法人	営利法人	非営利法人			
保育内容	1 - （一人一人の発達に応じた保育）	子どもの年齢に応じた職員配置や様々なレベルでの会議を通して一人一人の6年間が見えるように配慮。保育士のコミュニケーション能力が重要。子どもが自ら行うことには意味があり、大人の押し付ける遊びよりも優先。安全マニュアルは各園で作成。	文京区内では新設2園ともに2年未満の保育実績がなく、移行園もない。安全・指導マニュアルは充実。公営園同様の職員配置で、独自性のある保育内容に関する保護者及び行政の評価は高い。 参考：他区の移行園であるa保育園やb保育園では保育士の雇用がままならない事例（継続保育は当然望めない）や、移行に伴う混乱状態等が報告されている。	文京区内では実績がなく、評価不能。運営方式的には民間委託の営利法人、法人格としては民間移管の非営利法人のケースと同じである。職員の雇用形態が大きく影響すると考えられる。	文京区内では実績がなく、評価不能。運営方式的には民間移管の非営利法人、法人格としては民間委託の営利法人のケースと同じである。職員の雇用形態が大きく影響すると考えられる。	文京区内では既設園の実績しかないが概ね問題点は指摘されていない。 参考：c市の民営化計画ではゼロ歳児が卒園するまで移管を待つ、他区の移行園であるd保育園では引継ぎ保育に12月から入る等の手法で移行に伴う混乱を排除している。	少なくとも都内では実績がなく、評価不能。但し現状の公設公営の保育内容がそのまま引き継がれる手法であり、移行時の混乱もなく、移行後の保育もほとんど変わらないと想定される。	<ul style="list-style-type: none"> 各保育士が0歳から5歳までの6年間を経験できる枠組。 他の保育士との交流の中で保育士を育成できる。 退職や異動に伴う保育士の入れ替わりを一定割合に抑え、こども一人一人に対する保育の継続性を確保する。
	1 - （保護者との連携・指導）	子育て相談（園の保護者に限らず）を全園で実施。日常保育では連絡ノートや直接対話を通じて保護者の「聞いてほしい」という気持ちを大事にしている。親にとっては厳しい指導を行なうこともある。	保育士は、子どもの成長を共有するために、日々のコミュニケーションを大切にしている。適宜園長が、個別の子育て相談に応じている。0～2歳児は、連絡ノートの交換を毎日行う。3歳児は、健康等の基本情報以外は、必要に応じての連絡事項の記入。 参考：他区の移行園であるb保育園では移行後の混乱状態の中、保育士と話ができないといった現状が報告されている。			OB 保護者を交えた子育て支援（文京区内既設B保育園）や、園主催の子育て講座（文京区内既設C保育園）を実施。 参考：他区の移行園であるd保育園園長「親に嫌われようともこどもために言うことは言う」	公設公営に準ずる。	<ul style="list-style-type: none"> 少なくとも各園児分の連絡ノートを書く余裕のある人員配置。保護者との対話が可能なローテーション。 地域に開かれた保育園であること。 子どもの立場を代弁し、保護者に意見できる体制であること。
	1 - （障害児保育）	全園で実施。ノーマライゼーション教育の一環としても位置づけられている。	文京区内の新設2園では未実施。			全園で実施。ノーマライゼーション教育の一環としても位置づけられている。	公設公営に準ずる。	<ul style="list-style-type: none"> 障害児保育の知識・経験の蓄積、技術の継承が可能な枠組。
	1 - （顔の見える食事）	アレルギー食は全園対応。他の子と見栄えが同じようになるような工夫をしている園もある。突発事項対応は保育士と連携し、常に実施。	文京区内の新設2園ではアレルギー食に対応し、通常の食事についても保護者の評価は高い。			文京区内の既設園では全園でアレルギー食に対応。	公設公営に準ずる。	<ul style="list-style-type: none"> 専任栄養士と園内での給食作り。 保育士と栄養士、調理師との連携。
1 - （虐待対応）	不自然な怪我などあれば親に確認し、相談があれば対応。重大ケースの場合は区の関連機関や児童相談員に連絡。	文京区内の新設2園では虐待への対応を配慮できる体制であるが、過去に虐待の事例はない。			不自然な怪我などあれば親に確認し、相談があれば対応。重大ケースの場合は区の関連機関や児童相談員に連絡。	公設公営に準ずる。	<ul style="list-style-type: none"> 専門機関との連携や指導を受けやすい環境。 子どもの立場を代弁し、保護者に意見できる体制であること。 	

2 子どもの安全・健康に関する行政の関与及び役割

方式 指標	公設公営（現状）	民間委託		民間移管		独立行政 法人化	指標実現のための 条件	
		営利法人	非営利法人	営利法人	非営利法人			
子どもの安全・健康に関する行政の関与及び役割	2 - 事故の際の行政の責任の所在	区は設置者として、保育契約責任を負う。保育士に故意過失があった場合、当該保育士を追及するのではなく、国家賠償法で区が賠償責任を負う。施設の設置に瑕疵があった場合、国家賠償法に基づき、区が賠償責任を負う。	区は設置者として契約責任を負う。保育士に故意過失があった場合、保護者から区に対して責任追及があれば区が受ける。当該保育士個人は、公務員ではないので、国家賠償法の対象とならないが、個人として不法行為責任を負う。同時に法人には、使用者責任が生じる。区が賠償した場合、法人及び保育士個人との間で求償関係が生じる。施設の設置に瑕疵があった場合、国家賠償法に基づき、区が賠償責任を負う。	同左	設置者が法人なので、直接責任は法人が負う。保育士に故意過失があった場合の関係は、委託と同様。保育の実施者としての区の責任は残る。ただし、前例はない。施設の設置に瑕疵があった場合、法人が責任を負う。	同左	設置者が法人なので、直接責任は法人が負う。財政的には、区が全額出資の法人であり、区に年度計画及び中期計画を報告し、承認を得る関係にあるため、間接的に区が責任を負う。保育士に故意過失があった場合の関係は、委託と同様。施設の瑕疵は施設の所有形態により異なる。	•
	2 - 行政の関与の度合い		強い	強い	弱い	弱い	強い	•
	2 - 施設の維持・管理責任	区	区	区	法人	無償貸与の場合の維持管理責任は、法人。賃貸なら区。	無償貸与の場合の維持管理責任は、法人。賃貸なら区。	•

指標	方式	民間委託		民間移管		独立行政法人	指標実現のための条件	
		営利法人	非営利法人	営利法人	非営利法人			
多様な子育てメニュー	3 - 多様なニーズ							
	・一時保育	× 労使交渉次第	× 委託内容による	- 同左	- 移管先の自主事業	同左	- 公設公営に準ずる	職員の数。一時保育は子どもへの負担が大きいことから、経験豊富で包容力のあるプロがあたることが望ましい。地域の子育て支援の重要な柱なので区の保育課と緊密な連携をとりつつ、保育の前の事前面談や綿密な打ち合わせも必要。専用室を設けて行う方法と、同じ保育室において1, 2名の定員で行う方法があるが、施設の制限及び経験豊富な保育士の有効活用の観点から、新規に実施する場合は後者が現実的と思われ、経験豊富な保育士の活用及び利用者の利便性からも区内の保育園全園で少ない定員を設けて行うのが望ましい。待機児童対策で定員を埋めない工夫が必要。
	・延長保育のスポット利用	× 労使交渉次第	× 委託内容による	- 同左	- 移管先の自主事業	同左	- 公設公営に準ずる	職員の数。事務管理（申込受付、料金請求）が煩雑になるため、システムの構築が必要。
	・延長保育時間の延長	× 労使交渉次第	× 委託内容による	- 同左	- 移管先の自主事業	× 同左	- 公設公営に準ずる	職員の数、夕食の提供が課題。長時間に及ぶ保育による子どもへの負担についての配慮が必要。「子どもの利益」と「親の利便性」が相反する項目であるが、子どものよい睡眠習慣を配慮し、延長時間を決めていく必要がある。ベビーシッター利用補助なども導入できれば、子どもの負担をへらしつつ、親の経済的負担へ配慮できる。
	・産休明け保育	× 労使交渉次第	× 委託内容による	- 同左	- 移管先と調整	同左	- 公設公営に準ずる	職員の数。SIDS対策や、冷凍母乳の管理など、よりきめ細やかな対応が必要。
	・病後児保育	× 医療機関との調整	× 委託また医療機関との調整	- 同左	- 医療機関との調整	× 同左	- 公設公営に準ずる	医療機関との調整。感染防止のための隔離するための部屋、消毒作業など。
	・休日保育	× 労使交渉次第	× 委託内容による	- 同左	- 移管先の自主事業	× 同左	- 公設公営に準ずる	職員の数。
	・障害児保育		× 委託内容による	- 同左	- 移管先と調整	同左	- 公設公営に準ずる	スキルのある保育士と数。ノーマリゼーションの観点、特別な支援を必要としている親子の増加、入園前にはわからず入園後に障害が発覚するケースもあること、障害児の通園の利便性を考慮すると、一部実施ではなく、全園での実施が望まれる。各種専門機関との連携が必要。また、障害児であっても一時保育、延長保育、延長保育の延長、休日保育、病後児保育などが受けられるべきであることから、どの「多様なメニュー」を実施するとしても、経験の浅いスタッフを中心に行うのは避けるべきである。
3 - 地域での子育て支援（保育園保護者に限らず）		× 委託内容による	- 同左	- 移管先と調整	同左	- 公設公営に準ずる	スキルのある保育士と数。息抜きのための一時保育を確保したり、参加しづらい「子育て相談」を実施することでは問題の解決にならない。条件の悪い園を除き原則全園での日常的・継続的な園庭開放などにより、家庭で低年齢児を養育している親子に、同年代の子ども及びこれを保育する保育士に接する機会を確保することで、子どもの育ち、育て方に関する育児不安を解消することが望ましい。その上で子育て相談や一時保育が用意されることが望ましい。また、必要な人が子育て支援を受けられるよう、保育所に限らず保健所、家庭支援センター等多様なチャンネルを用意し、他機関とのネットワークを構築することが必要。	

各項目、上段は文京区内の既存園での実施の有無。実施している場合は、実施していない場合は×と表記した。

民間移管の「自主事業」は、やってもやらなくてもよいこと。調整は、本来の保育事業。民間移管の場合も、移管条件にメニューを実施することを入れることは可能。

なお、意見として以下の保護者意見が出ている。

- ・延長保育はスポットだけでなく、通常の延長についても枠を設けず希望者全員が受けられるようなシステムが望まれる。
- ・延長保育のスポットについては、ファミリーサポートとの連携を検討していくことも考えられる。
- ・産休明け保育は、区内の0歳保育実施園全園で行うべきである。
- ・病後児保育、休日保育、延長保育の延長は、全園実施は困難と予想されるため、数箇所設けて行うべきである。

4 - 保育園の運営方式による経費比較

単位：円（月額）

方式 指標	公設公営（現状）	民間委託		民間移管			独立行政法人化	
		営利法人	非営利法人	営利法人	社会福祉法人	他非営利法人		
歳入	負担金 （国）	$30,000 \times 1/2 \times 100$ = 1,500,000	$30,000 \times 1/2 \times 100$ = 1,500,000	$30,000 \times 1/2 \times 100$ = 1,500,000	$30,000 \times 1/2 \times 100$ = 1,500,000	$30,000 \times 1/2 \times 112\%$ = 1,680,000	$30,000 \times 1/2 \times 100$ = 1,500,000	$30,000 \times 1/2 \times 100$ = 1,500,000
	負担金 （都）	$30,000 \times 1/4 \times 100$ = 750,000	$30,000 \times 1/4 \times 100$ = 750,000	$30,000 \times 1/4 \times 100$ = 750,000	$30,000 \times 1/4 \times 100$ = 750,000	$30,000 \times 1/4 \times 112\%$ = 840,000	$30,000 \times 1/4 \times 100$ = 750,000	$30,000 \times 1/4 \times 100$ = 750,000
	都補助 金	あり	なし （ただし、都区財政 調整算入）	あり （都区財政調整制 度）	なし	あり	なし	あり
	保育料	$20,000 \times 100$ = 2,000,000	$20,000 \times 100$ = 2,000,000	$20,000 \times 100$ = 2,000,000	$20,000 \times 100$ = 2,000,000	$20,000 \times 100$ = 2,000,000	$20,000 \times 100$ = 2,000,000	$20,000 \times 100$ = 2,000,000
歳出	保育 委託費	$200,000 \times 100$ = 20,000,000			$140,000 \times 100$ = 14,000,000	$140,000 \times 112\%$ $\times 100$ = 15,680,000	$140,000 \times 100$ = 14,000,000	$200,000 \times 100$ = 20,000,000
	業務 委託費		$125,000 \times 100$ = 12,500,000	$125,000 \times 112\%$ $\times 100$ = 14,000,000				

- 負担金は、0歳児から5歳児までを平均した園児一人当たり月額（保育単価70,000 - 保育料徴収額40,000 = 30,000）×補助率（1/2, 1/4）×人数（100人）で計算した。民間移管（社会福祉法人）は、民改費（民間施設給与等改善費）12%を加算した。
- 保育委託費の民間移管は、0歳児から5歳児までを平均した園児一人当たり月額（140,000）×人数（100人）で算出。ただし、社福については民改費12%を加算し、独法及び公設公営は、人件費（15年度決算）を保育園児数で割り返したものを園児一人当たり月額として算出した。
- 業務委託費は、かごまち保育園の委託料を園児定員で割り返したものを園児一人当たり月額として算出した。非営利法人は、民改費12%を上乗せした。
- 負担金（国・都）については、平成16年度から一般財源化された（民間移管を除く）。

注 この経費比較については、文京区の認可保育園の現状をベースに算定したものである。

4 - 保育士の能力・資格

方式 指標	公設公営（現状）	民間委託			民間移管		独立行政法人化	指標実現のための条件	
		営利法人		非営利法人	営利法人	非営利法人			
		100人規模	60人規模						21人規模
保育園運営（4）	保育士比率 保育士有資格者÷ （常勤+非常勤） として算出	64% 23÷36=0.639	100% 25÷25=1.0	100% 9÷9=1.0			73% 33÷45=0.733	公設公営に準ずる	• 保育士資格の法改正に伴い、有資格者の雇用を促進する。
	常勤比率	常勤 18人 すべて、正規職員 （公務員） 平均給与 770万円 非常勤 18人 週 8時間～30時間	常勤 15人 園長は、正規社員その他は、1年間の契約社員、 平均給与 360万円 非常勤 10人 月 20～80時間勤務	常勤 7人 園長・主任は、正規社員その他は、1年間の契約社員 平均給与 240万円 非常勤 2人 1日 5時間勤務			常勤 26人 すべて、正規職員 平均給与 620万円 非常勤 19人 1年の契約職員	同上	• 開所時間全てに、常勤職員を中心に配置する。
	短時間保育士比率	10% 8時間勤務 144時間 短時間勤務 16時間	15.8% 8時間勤務 112時間 短時間勤務 21時間	28.4% 8時間勤務 48時間 短時間勤務 19時間			14.7% 8時間勤務 160時間 短時間勤務 27.5時間	同上	
	経験年数	園長 30年以上 30年以上 1人,6% 20年以上 8人,46% 15～20年 2人,12% 12～15年 0人,0% 9～12年 1人,6% 6～9年 3人,18% 3～6年 0人,0% 0～3年 2人,12%	園長 20年以上 30年以上 0人 20年以上 0人 15～20年 0人,0% 12～15年 0人,0% 9～12年 1人,8% 6～9年 4人,31% 3～6年 1人,8% 0～3年 7人,53%	園長 20年以上 30年以上 0人 20年以上 0人 15～20年 0人,0% 12～15年 0人,0% 9～12年 1人,17% 6～9年 2人,33% 3～6年 2人,33% 0～3年 1人,17%			園長 20年以上 30年以上 1人,4% 20年以上 11人,44% 15～20年 0人,0% 12～15年 1人,4% 9～12年 2人,20% 6～9年 4人,4% 3～6年 6人,24% 0～3年 0人,0%	同上 同上	• 園長は、保育士の実務経験があり、児童福祉事業に熱意のある方を配置する。 • 保育士は、経験年数を考慮し、バランスよく職員を配置する。
研修等	特別区、ブロック及び区研修（専門・職能）	区及び事業者主催の研修に参加 その他、専門研修に参加	区及び東社協及び主催の研修に参加 その他、専門研修に参加			園の運営方針に従って、実施	区及び法人の方針に従って、実施	• 専門研修の充実 • OJTの活用	

3 監視と改善のシステム

今回の民営化計画に際して、子どもの最善の利益を優先する観点から、文京区の保育の質を維持・向上するために、公正中立な第三者機関による「文京区保育園の第三者支援体制構築準備委員会」の設立をという保護者委員からの提案を受けて、今後、検討協議を進める。

保護者委員からの提案資料は、別紙に添付する。

「文京区保育園の第三者支援体制構築準備委員会」設立の提案

新行財政改革推進計画における保育園のあり方検討協議会
保護者委員

基調

文京区の新行財政改革推進計画(新生文京いきいきプラン)における公立保育園の民営化計画に対する、多くの保護者の不安材料の主たるものは、「子どもの最善の利益」の観点に立った「保育の質」の低下を懸念するものです。

これに対して行政側も、多様な都市型保育ニーズへの対応や財政の健全化の為には「保育の質」の低下はやむなしとするのではなく、「保育の質の維持・向上」を前提に改革を推進していくものである旨、確認いたしました。

すなわちこの「保育の質の維持・向上」は両者共通の目標であり、また今後の文京区の保育行政の大前提となるビジョンと言えます。

しかしながら、この「保育の質の維持・向上」は掛け声だけで実現できるものではなく、実現するための具体的な仕組み作りが必要不可欠です。

文京区では従来このような仕組みが整備されているかどうかについて客観的に考察すると、現場である保育園への依存度が高く、現場の職員の質と量に支えられてきた側面が強いことは否めません。

退職者不補充政策などで既に現場の職員の質と量の確保に限界が生じているのに加えて、今後さらに効率化や保育メニューの多様化などで現場の負荷はますます増大すること。さらには(民営化計画が実行されれば)多様な運営主体の出現や各園の個別保育メニュー対応などにより公立保育園が多元化すること。これらを考慮すると、これまでのような現場依存型の実行システムでは「保育の質の維持・向上」の具現化は極めて困難であり、逆に「保育の質」の低下が懸念されます。

提案

公正中立な第三者機関による
「文京区保育園の第三者支援体制の構築」
を提言するとともに、
その構築を実現するための
「文京区保育園の第三者支援体制構築準備委員会」
の設立を提案いたします。

第三者評価の必要性

「保育の質の維持・向上」のビジョンの実現のためには、各園の「保育の質」の実態を定期的に客観的かつ専門的に評価・点検することが不可欠であると考えます。



国及び東京都の行う第三者評価事業は、事業者の提供するサービスの質を当事者(事業者及び利用者)以外の公正・中立な第三者機関が、専門的かつ客観的な立場から評価する事業であり、

- 1.各事業者によるサービスの質の向上に係る取組みを促進する、
 - 2.利用者が保育内容を十分把握できるようにする、
- ことを目的として行われているものです。

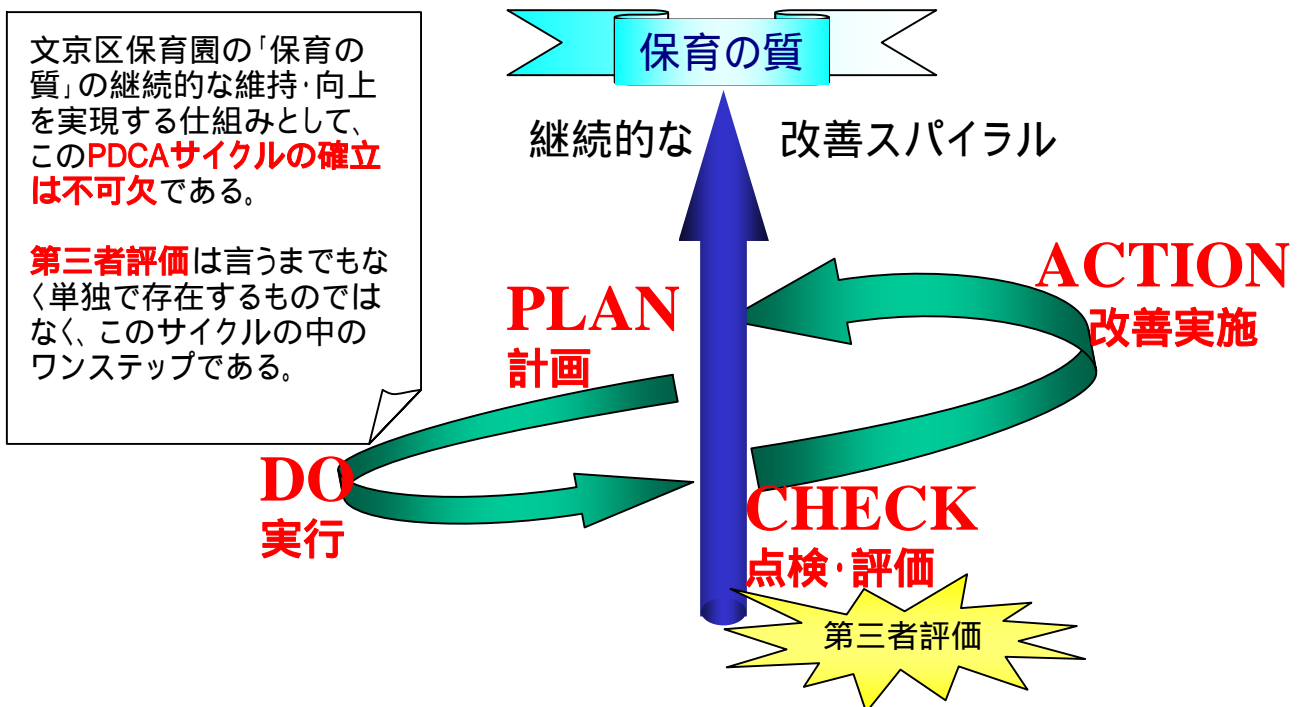
しかしながらこれらの第三者評価は事業者(保育園)が自主判断で評価を受けることとされており、以下の問題を考慮した場合、文京区の保育園全園で定期的実施することが必要であると考えます。

限られた数園での実施では全体の実態が把握できず、また園同士の客観的な比較もできないため、問題点の改善、あるいは好ましい施策の他園での採用など、全体への水平展開が困難である。

上記の結果、同じ文京区の保育園でありながら保育の質にバラツキが生じる可能性が大きい。

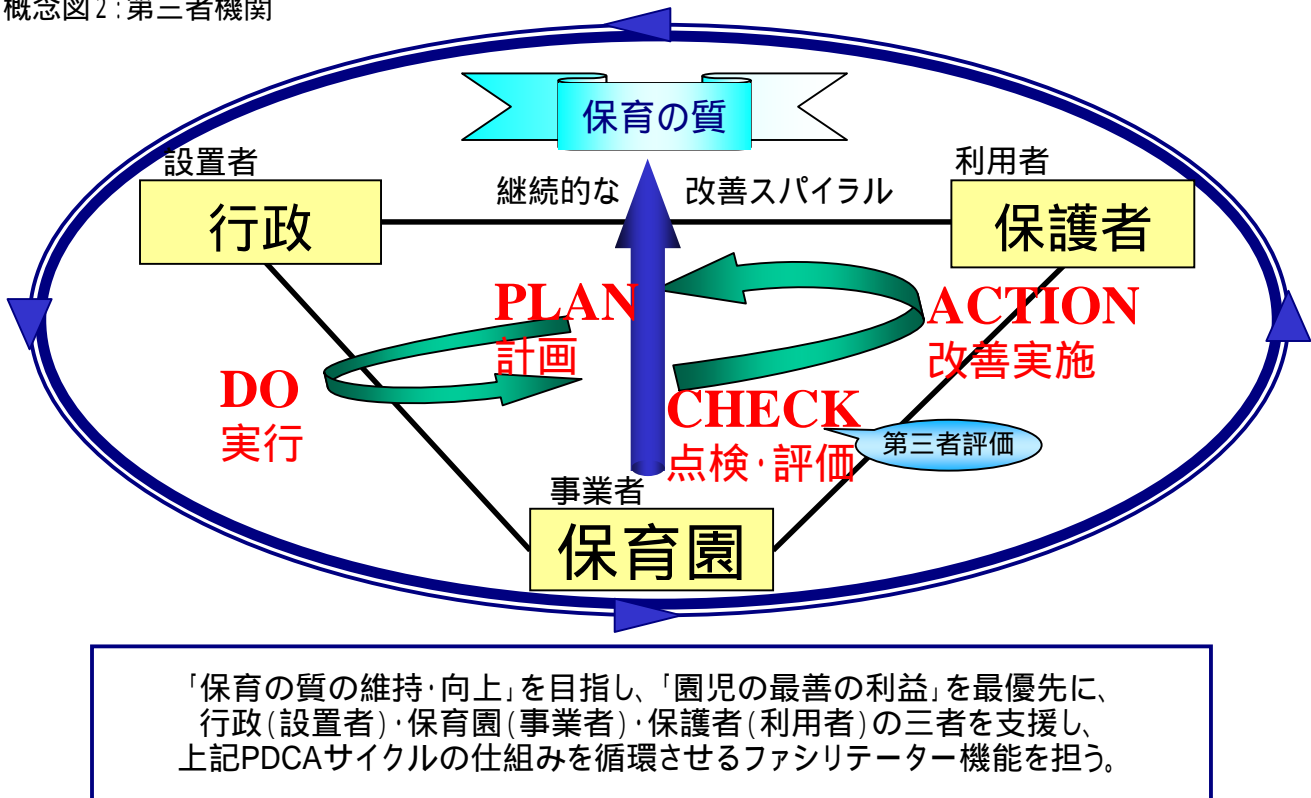
第三者評価の位置付け

概念図1:PDCAサイクル



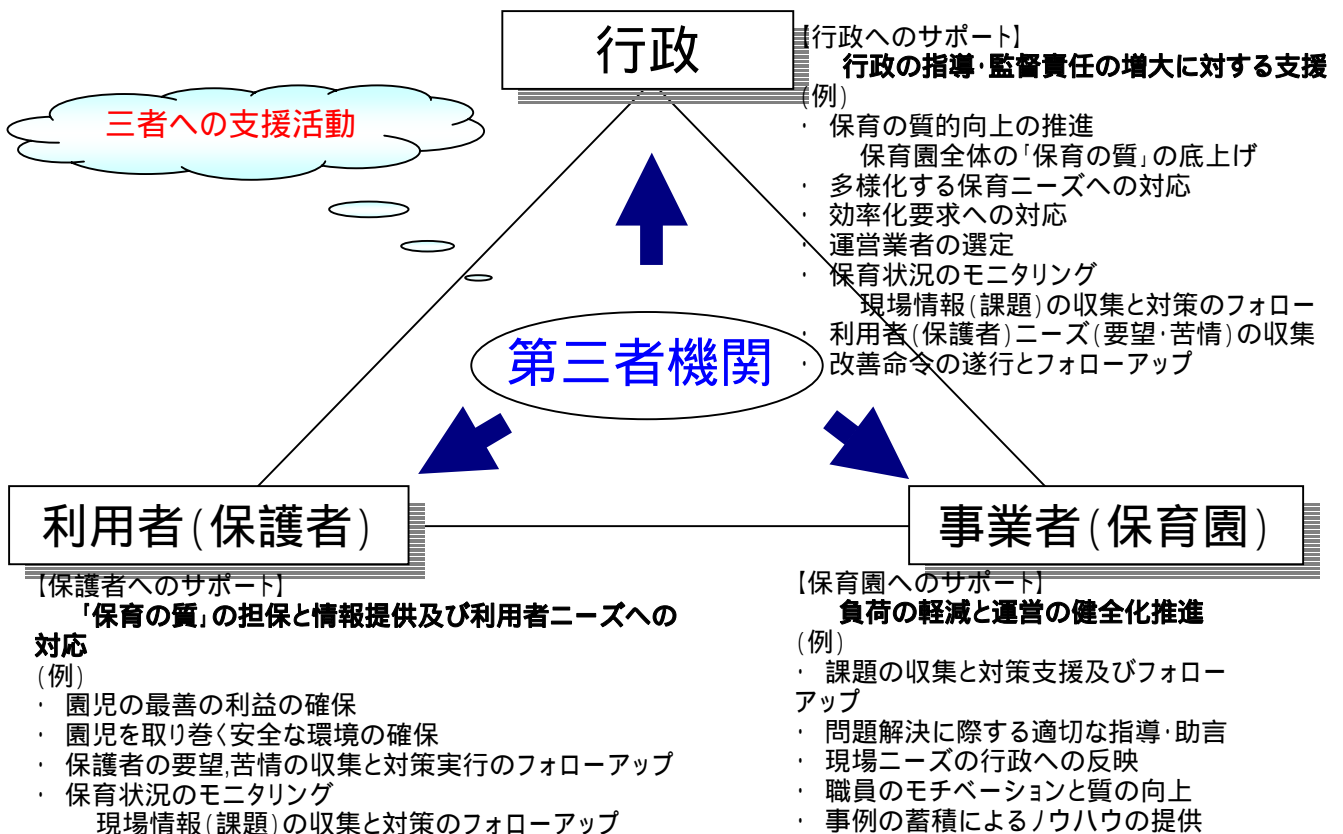
第三者機関の役割

概念図2：第三者機関



第三者機関の役割

概念図3：第三者機関



第三者支援体制構築準備委員会のコンセプト(案)

1. 目的

文京区の保育園の将来にわたる「保育の質」の継続的な維持・向上を実現するための具体的な仕組みとして、公正・中立な第三者機関を設立し、全保育園の第三者支援体制を構築する。この第三者支援体制の構築を今後の保育行政改革の前提条件とする。

2. 使命

特定の者への利害にとらわれない公正・中立な立場で「子どもの最善の利益」を最優先し「保育の質」に関わるあらゆる観点から最善の策を立案すること。

委員会のメンバーは「保育の質」に関わる様々な分野の知識・経験・見識を有した善意の人材から幅広く構成すること(保育分野の学識者、園長経験者、第三者評価に関する有識者、保護者、行政関係者、事業者、法律家、など)。

委員会のすべての活動は全区民に対する徹底した情報公開のもとで行うこと。

第三者機関のガバナンスのあり方を明確にすること。

立案内容については全区民に対して広く理解を促し、最終的なコンセンサスを得ること。

3. 活動内容

(例)事例研究～概要の立案～課題の抽出と対策～具体的な設計～関係機関との調整
～本計画策定～立ち上げ

4. 設置方法と期間

設置方法:

文京区長の諮問機関とし、事務局は福祉部が担当する

期間:

現時点よりできるだけすみやかに立ち上げ、約1年程度をかけて具体的な体制構築の立ち上げを実行する

5. 課題

区民及び関係者のコンセンサス
組織化及び人材の確保
予算の確保
スケジュール
情報公開方法
など

この仕組みは短期的な対応ではなく、未来を担う子どもたちの健やかな成長を実現する独自のシステムとして文京区が全国に誇れる財産となるよう、長期的な展望に立って、実効力のある体制を構築すべく、本委員会では時間をかけた熟考が必要であると考えます。

最後に

民間委託あるいは民間移管を含む保育現場の改革に際し、スタート時点で「保育の質」を確保する為に万全の準備をすることは大変重要ではありますが、改革後の継続的なフォロー体制がしっかりしていないことには、改悪になってしまう懸念が残ります。

改革推進の主体である行政側と利用者である保護者の対話は有意義ではありますが、主役であるはずの子どもを実際に保育している保育の現場が議論の外に追いやられてしまつては現場の実態にそぐわない会議室での机上の論理に終始してしまう危険性があると考えられます。

お互いの立場から利害で対立する構図は勝者と敗者を分けるだけの結果になりかねません。

声なき子どもの代弁者として、立場を超えた公正・中立な第三者による、保育の現場に立脚した継続的なフォロー体制こそが「子どもの最善の利益」を守り、時代の変化に直面しながらも、連綿と受け継がれてきた文京区の「保育の質」を一層向上させ、ひいては文の京の次代の担い手を育てる永続的な循環型社会の基盤になり得るものと考えます。

本提案へのご理解と前向きな対応を是非ともお願い申し上げます。

以上

【付属資料】

1 検討経過

回数	開催年月日及び会場	検討内容
第1回	平成16年2月10日(火) シビックセンター21階 2103会議室	<ul style="list-style-type: none"> 会議運営、検討スケジュールについて 協議会(案)について
第2回	平成16年2月25日(水) シビックセンター12階 サークル室	<ul style="list-style-type: none"> 協議会(案)について
第3回	平成16年3月12日(金) シビックセンター12階 サークル室	<ul style="list-style-type: none"> 協議会(案)について
第4回	平成16年3月29日(月) シビックセンター4階 実習室	<ul style="list-style-type: none"> 公立保育園のあり方及び公設民営方式について(区側提案)
第5回	平成16年4月13日(火) シビックセンター3階 障害者会館 会議室B	<ul style="list-style-type: none"> 文京区子育て支援に関するアンケート調査(ニーズ調査速報)について 保育メニューの主体別比較 保育の質について 今後の協議会の進め方について
第6回	平成16年4月24日(土) シビックセンター4階 シルバーホール	<ul style="list-style-type: none"> 保育園の運営方式の比較検討方法について
第7回	平成16年5月7日(金) シビックセンター3階 障害者会館 会議室C	<ul style="list-style-type: none"> 保育士の協議会への参加について 保育園運営方式による経費比較
第8回	平成16年5月22日(土) シビックセンター4階 シルバーホール	<ul style="list-style-type: none"> 文京区子育て支援に関するアンケート調査(概要版)について 保育園運営方式による経費比較 子どもの安全・健康に関する行政の関与及び役割
第9回	平成16年6月4日(金) シビックセンター3階 障害者会館 会議室B	<ul style="list-style-type: none"> 子どもの安全・健康に関する行政の関与及び役割 多様な子育てメニュー 公立保育園における保育内容について(区立保育園長より)
第10回	平成16年6月19日(土) シビックセンター5階 中小企業振興センター 研修室A	<ul style="list-style-type: none"> 多様な子育てメニュー 保育園運営方式の比較(保育士の能力・資格)
第11回	平成16年6月24日(木) シビックセンター地下2階 消費生活センター 研修室A	<ul style="list-style-type: none"> 保育園運営方式の比較(保育士の能力・資格) 多様な子育てメニュー 中間まとめ(案) 監視と改善のシステム
第12回	平成16年7月2日(金) シビックセンター3階 障害者会館 会議室B	<ul style="list-style-type: none"> 保育内容について 多様な子育てメニュー 中間まとめ(案) 監視と改善のシステム

開催時間は、平日：午後7時から9時まで

土曜日：午前9時30分から11時30分まで

2 委員名簿

所 属	氏 名	備 考
父母連会長	村上 陽子 (久堅保育園)	村上 高子 (藍染保育園5月まで)
久堅保育園	熊谷 京子	赤石 重和(3月まで)
久堅保育園	寺町 東子	
青柳保育園	日暮 なおみ	
さしがや保育園	及川 敬子	
駒込保育園	中川 典之	桑山 桂子(3月まで)
大塚保育園	堀田 賢一	
大塚保育園	町田 直樹	
しおみ保育園	西田 薫	
しおみ保育園	水谷 夏彦	清水 文雄(5月まで)
千石保育園	本橋 由紀	
向丘保育園	梶間 有加	氏家 千恵(3月まで)
本駒込保育園	高橋 園子	
本駒込南保育園	浦中 祥子	
本駒込南保育園	塩野 光恵	勝尾 栄(3月まで)
本駒込西保育園	久武 朋子	
福祉部長	浦 新一郎	佐藤 一夫(3月まで)
保育課長	佐藤 樹一郎	
保育係長	澤山 一仁	
保育主査	酒向 幸江	